

研究ノート

備前法華の諸論争

——宗論・宗号・離檀の争論——

坂輪宣政

本稿では近世幕藩体制下の日蓮教団の様相について考える上での一つの視点として岡山藩の文書から検討する。岡山藩の記録である池田家文庫所収の諸文書から近世日蓮教団の関係したいくつかの事件を取り上げた。それぞれは直接の関係はないが、あわせれば当時の状況をうかがええると思われる。また藩の教団に対する姿勢にも理解を及ぼせるものである。なお、文中で一般に「日蓮宗」とあるのは当時の日蓮系諸門流の総称としての意味である。

(一) 藩内日蓮寺院のかかわる「宗論」について

日蓮宗の宗論については、多くの事例がある。ここでは、宝永五年に岡山城下で起こった日蓮宗と浄土宗の間の説法をめぐる騒動二件と享保年間の説法にまつわる事件二件を取り上げ、近世における宗門間の衝突の事例の一つとして紹介をしたい。これらの事件では当事者間で宗義を論じあうような宗論には至らなかったとされているものの、多くの人が加わる騒動にまで発展したこともあった。近世の安定した幕藩体制下においても、日蓮宗の説法に起因してこのような事件の起こる可能性は常にあったことを示す一例であろう。

① 寺社留帳に「日蓮宗浄土宗争論一件」¹⁾ 寺社旧記に「宝永年中法論ニ付士中申付候控御書付」がある。以下両書

によつて経過をみてゆきたい。宝永五年夏に、岡山城下の浄土宗の僧と檀家たちが日蓮宗寺院の説法へ集団で押しかけ、誹謗するような言動をしたりしたうえ、仏壇の毘沙門天神像に疵をつけてしまった事件とその翌月の説法をめぐる事件の一連の騒動を藩が事件として記録したものである。

まず「争論一件」により事件を略述する。浄土宗京都光明寺の所化で阿波国撫養昌住寺弟子であった外雲が四月八日から六月十二日まで城下大雲寺で逗留していた。外雲の説法は人気があつて参詣人も多くなつていた。あたかもその頃城下の日蓮宗妙勝寺でも住職の説法が行われていた。「妙勝寺浄土宗の義を日々高座にて誹謗仕、其上外雲へも当り色々と申候由に付、外雲殊の外立腹仕、其より日蓮宗の儀誹謗仕候由、是より起り大雲寺ト妙勝寺え毎日大勢参詣仕、日々両僧の申分を参詣の内より承両方へ内通仕よし」と最初は妙勝寺が外雲を批判したことによるとされるが、両者が互いに相手をあしざまに話しそれを信徒が日々告げるといふ様子になつていた。もつとも「妙勝寺義、先年より他宗を度々誹謗仕候由、承及申候」と妙勝寺は以前より他宗を批判することが度々あつたという寺社奉行の指摘もある。ついに五月二十六日に「外雲・大雲寺・本願寺・寂湛、此四人申合、妙勝寺の説法を直々」承ろうとして妙勝寺へ信徒とともに乗り込む事件が起こつた。「宗論」がある、と噂になり「双方の旦那共、其外俗方群衆」したが妙勝寺は本堂で「経を軽く説、説法止め引込申」し宗論とはならなかつた。しかし双方の僧俗は大いに騒動した。

妙勝寺は同日に寺社奉行門田市郎兵衛の私邸へ赴き事件を報告した。門田はすでに事件を把握していた。門田は妙勝寺に対し「今日は説法被止別義無之候、先頃より浄土宗を色々悪敷被申候故、騒動に及候」「毎度他宗を誹謗被申候と及承候」「御自分御故の騒動、御城下と申、上をも不憚仕方に候、自今以後他宗誹謗の義、止被申可然」と今まで妙勝寺が他宗へかかるような説法をしてきたことのせいであり、今後はそのようなことは上を憚らない行為であるのでやめるように、などと説諭した。同日、大雲寺も門田邸へ行った。門田は「客僧の義はとかく不申候」しかし領内出身で当地の事情をわかまえてはいるはずの僧が「他僧と一所に申合騒動仕らせ候段」について説諭した。この件は

後述するように翌日まで騒ぎは続いたものの無事に収まった。

しかし、その後も浄土宗の面々は厳しい詮議を受けていた。「宝永年中法論ニ付土中申付候控御書付」は五通をまとめて袋にしたものでこの一件について記録した文書である。一件に藩士二名が加わっていたことや、妙勝寺の仏壇の毘沙門天神像に疵をつけてしまったこと、浄土宗の側で翌日人々をかり集める事態となったこともあって、藩の取り調べが嚴重に行われたらしい。そして、騒動に加わっていた藩士に藩主からの訓告がなされたこともあって、このような書類が残されたようでもある。町人の取り調べ記録三通は藩の訓告と藩士の口上書の写しの後に収められている。今回の事件がこのような形で藩政文書に詳しく残された理由の一つは藩士二名が不埒なことに関わったためであり、一連の文書も藩士の行為とその叱責を主眼としている。表題には「法論」という語があるが、藩の調査の結果では「法論」のような教義に関するやりとりはなかった、となっている。詮議に至った経緯として、藩の徒目付の中には「浄土宗旨の者御座候て、物語の次いでに何となく大雲寺住持に相尋ね」た結果松井藤久郎と多賀藤次郎の二人の名前が出てきた、としている。この文書の日付は十月八日であり、五月に起こり一旦は収束した事件の進捗としてはずいぶん遅いようである。「世上にて沙汰」されてもおり、しかも神像に疵をつけたことも重視して藩も慎重に調べを進めていたのかもしれない。大目付の指示のもと取り調べが行われていた。

外雲たちが大雲寺の檀徒とともに妙勝寺へ赴いた際に、松井・多賀もこの一行に加わり「妙勝寺へ参り、騒動の節、兩人言葉あら二せわやき、客僧妙勝寺より帰りに本願寺へ立寄り候二付き、右兩人も本願寺へ参り候趣、沙汰仕り候」したが、「又は妙勝寺にての仕形も世上にて沙汰仕り候事に御座候」と藩士としてあるまじき行為であったことが問題となった。一件には二人の外にも数名の藩士が加わっていたが、「名は慥に相知り申さず候」と二人だけが呼び出された。そして「右兩人の儀、呼び出し口ふり承り」と供述をさせ事件の概要から、そのまま捨て置き難い事件である、とも記している。その詮議のために浄土宗一行の中心となっていた者たちが取り調べを受けたわけである。

そして、「一埒の節、僧中の腰を推し、其の已後も右の様に頭取仕る者」つまり大雲寺の客僧らの後押しをして一連の騒動を起こした首謀者が問題とされ「大御目付共色々と御徒目付共に立ち聞き、其上にて」以下の町人たちが評定場へ呼び出されて取り調べをうけた。後半の三通の文書は、その町人たちの口書である。

最初に記録があるのは、妙勝寺の住職が退座した後に妙勝寺の仏壇の毘沙門神像に疵を付けたらしい人物である。後の調べでは木像に疵を付けたのは大和屋次郎兵衛とほぼわかったことを記している。次郎兵衛は尋問に対し有り体には答えなかったため、「得と分明には知れ申さず候由、拷問仕候はば白状も仕るべく候」と拷問をしてでも究明すべきであるとの目付たちの意見も記されている。大目付は概要がわかったので不要として拷問は許可しなかった。結局「何となく其の節」のことを尋ねたところ次郎兵衛は仏壇の辺にいたとのみ答えた。藩側は「其の座にて慥に承り候者も御座候、次郎兵衛も仏壇の辺りに居り申す由申すに付き、旁た大方相い知れ申す事と存ぜられ候」あるいは「次郎兵衛の面体は見申さず候えども、次郎兵衛と申す者木像に疵を付け不届成る仕形の由」「世上にても大和屋次郎兵衛、右の仕方の由、沙汰仕り候」などと徒目付の調査や他の者の証言などから彼が犯人であると確信していたようである。おそらく、次郎兵衛が犯人であるのは間違いないが、それを認めては重科となってしまうため、本人は必死で否定していたのであろう。

この一件では、神像に疵を付けたことが重要視されているようである。この事件に際して日蓮宗側からの要求もあったとすれば、疵を付けた犯人の追及に重点が置かれていたからかもしれない。寺の仏壇に安置されている尊像に他宗の者が押しかけてきて疵を付けるなどという行為は、寺・信徒、さらには門流からも決して看過できることではなく、藩に対して厳しい処分を訴えていたとも考えられる。もしも藩がこの点を軽視するならば、寺から門流の本山という上部機構へ訴えがなされ、本山から幕府へ問題が持ち込まれ統治者としての責任を幕府から追及される可能性もある。そういったこともあって、藩もこの点には留意して厳しく取り調べていたのであろう。

さらに事件に関係した浄土宗信徒三十二名の口書の写しがある。まず、御野町の大和屋次郎兵衛と山崎町の松物屋庄左衛門の二人である。この二人が中心人物であったらしい。

もう一人の庄左衛門については、主に悪口の点が問題とされたようである。「高座の辺りに客僧を置き候座を取り仕り置き、客僧を待ち請け候」と大雲寺の客僧が妙勝寺へ赴いた際に先行して高座の近くに客僧の座を確保していたことと、法談の後で本願寺へ客僧らと一緒に赴いたことは後に続く人々と同様であるが、妙勝寺の住職に対してよくない言動をしたのが重く見られ、次郎兵衛と並んで最初にきたようである。妙勝寺住持が「今日は余り大勢の参詣にて法談末々へは聞え申す間敷、堂の縁も危く、若し踏み落ち怪我も之有るべき哉、旁た今日の法談は相い止め候」と述べて座を立った際に、庄左衛門はすすみ出て「法談末々へ聞へ申さず候ても苦しからず候、高座此の辺へ聞へ候へば能く候間、法談致され候様にと」述べたとある。おそらく、妙勝寺住職が云ったことを、嘲笑するような皮肉な言い方で真似したのではなからうか。その発言内容や態度が「其の様子宜しからざる仕形の由沙汰」されたとあり、世間でも行き過ぎた行爲として噂となっていたのであろう。このような他者を誇る行爲は当時の法制では処罰の対象となりうるものであった。特に場所や立場を考えれば、この件では問題とされるべき内容であったと思われる。

また、後述の口書には計二十二人が妙勝寺へ赴いたとして名を挙げられて聴取され、その他にも大勢がいたとある。浄土宗の僧や数人の藩士を含む信徒が大挙して説法へ押しかけて来たのだから住職や妙勝寺の信徒たちも驚いたであろう。高座の目の前にこの一団が固まって座っていたのであるから、まさに緊迫した状況であり異様な雰囲気となっていたのであろう。そこで妙勝寺住職は「今日は大勢の参詣にて」隅々まで声も届かないし、堂の縁から落ちて怪我をする者が出てはいけないので、といった口実を設けて法談を中止して席を立ったわけである。藩の厳しい制禁である宗論になることを回避したのもあろう。実際に、このように妙勝寺住職が直接的な対決を回避したにもかかわらず、浄土宗一行の中には木像に疵を付けたり、行き過ぎた言動をしたものもあったのである。

二人は法論については「大雲寺の客僧妙勝寺へ参り候事、宗論にては之無く、直々法談を承り候上、書付を以て申すべきと妙勝寺へ参り候」「妙勝寺へ法談を挑む心には存せず候段、其の法談任せ客僧に聞せ申すべきとの心入れ」と宗論を行う意図は全くなく書面で質問をする準備のための聴聞であったと答えている。

さらに、前記の二人同様に妙勝寺へ先行して客僧の座を取っておき客僧を待っていた者がいた。また彼らは客僧が妙勝寺から本願寺へ赴く際にも「何かと世話やき」お供していた。この「何かと世話やき」とは、単に席を取っておいたり同道したというだけではなく、おそらく何らかの示威行動、あるいは宣伝のようなことであつたのであろう。おそらく、浄土宗側から見れば今回の一件は自分たちが集団で敵の内側へ押しかけてゆき、しかも相手方が対決を回避したわけである。しかも、それを嘲笑し、乱暴までして帰って行くのであるから、気分も高揚していたであろう。藩の文書で「世話やき」が問題視されているのは、そういった理由もあつたと考えるのが適當ではなからうか。

以下にも参加者の記述が続いている。児嶋町糺屋の佐左衛門は「少々仏学も仕り、何か覚」があり、妙勝寺では「他宗の儀を誇り候趣」があつたという。客僧を唆したようにも書いている。

結局、この一件の「頭取」ははっきりしないとあるが、附箋では最上記の五人が「入らざる世話やき仕り候者」として挙げられている。大勢に聴取した結果、この結論に達したので、その旨附箋をしたのであろう。

さらに十五人の名が後に記されている。医者の子見立も同様に「客僧に先達て妙勝寺へ参り、客僧を置き候座取を仕り、何かと世話やき」参加したが、藩に雇われて京都へいつているため聴取はしていないとしている。以下には十四人の名がある。彼らは「大雲寺での法談の節、度々聴聞に参り」同様に妙勝寺へ赴いたとしている。大雲寺町という門前居住の者が目立つ。菩提寺の近所に住んでいたのであろう。「上之町油屋 兵衛 大雲寺町えびす屋 三郎 兵衛 紙屋町児嶋屋 治兵衛」の三人については妙勝寺まで同行したとのみある。妙勝寺へ行った者は大勢あるが、誰々とははっきりしない、ともあるのでかなりの大人数であつたのであろう。

そして、事件は翌日にも持ち越される事態となっていたことが記されている。日蓮宗から報復に来るかもしれないとして浄土宗側で人数を集める騒ぎとなったのである。「五月廿七日、日蓮宗より大雲寺江書付持参仕候由」という風聞があつて「大雲寺江も案内仕、近所之者共他町之者江も告知せ相催し大雲寺江罷越夜通相詰申候」「相撰取候様成者共迄大雲寺江呼集め候由」「近所の町又は紙屋町河崎町辺迄相催し人集め仕候趣にては右之通成事御座候、有まじきとも不被申騒動仕形に相聞へ申候」と二十七日の夜に大雲寺へ多くの人々が詰める騒ぎとなった。「書付を持参」とはいふものの、直接的な暴力をも警戒していたのであろう。尊像に疵を付けたりするような大事になつたので、報復として日蓮宗の信徒が押し寄せるというのは世間でも噂となり、当事者たちも当然心配していたのであろう。大変な騒動となつていたようである。結局「申合せ罷越居申候処、日蓮宗より参候者茂無御座候二付、追々御帰申候由、右之外大勢相詰候由沙汰仕候得共、だれだれと申事分明二相知不申候」と何事もなく終わった。

日蓮宗側ではおそらく藩内の寺院で談合した上で自重して行動はおこさず藩の寺社奉行宅へ赴いて相談をしただけであつたのであろう。

このような人数を集めるといふ浄土宗側の言動は徒党に類するものとして不適切として藩から厳しくとがめられることとなつた。但し処分はなかつた。「士共之内も相加り致騒動候由、不屈之仕形被聞召、及（藩主）御帰国之上、急度可被仰付」ではあつたが、「当春以来江戸向、御代替り將軍宣下候之嚴重之御祝義事相続、諸人安堵の時節」と將軍代替わりの時節なので特別に赦免するとしている。但し「惣而不依何事組党を候儀、御制禁之事」「向後為相背輩於有之者、曲事可被仰付候也」と徒党に類する宗論などは向後も厳禁として処罰の対象とするという誠めが記されている。

② 妙勝寺の件は一旦収まったが、直後には宝仙寺での事件が起こつた。宝永六年に記録された文書に「日蓮宗浄土宗争論一件」がある。妙勝寺での騒動も収まったかにみえた翌月、今度は日蓮宗宝仙寺での説法に浄土宗が反発し

またもや騒動になった事件である。宝仙寺で四月八日から行っていた説法の中で、「浄土宗祖師善導大師の義を宝仙寺色々と誹謗申出」という風聞が広まった。それについて六月十六日に浄土宗側から「此方共何の書に有之候哉、未見当り不申候間、可被申聞」と典拠を詰問する内容の書翰を使僧によって宝仙寺へ送った。外雲はすでに帰国していたが、妙勝寺のときと同じ大雲寺・本願寺・寂湛の三人が浄土宗側の当事者であった。その時宝仙寺の住職は留守で帰寺後に返答せずに書翰をそのまま大雲寺へ戻した。宝仙寺は門田宅を訪れ、返事をすれば宗論となってしまう幕府法にも背くこととなってしまうので書翰には返答せずに戻していることを伝えた。しかし浄土宗側は納得せず同十九日には「宝仙寺へ大勢群集、先日妙勝寺の通騒動仕候」という事態となった。

浄土宗側では門田に対し、宝仙寺が藩法に違反するとして返答を断ったことについて、これは「宗論」ではなく「一句の尋迄」であるという主張を伝えた。また「何連の書に有之と御申聞候へは此方誤り申迄に候、また何の書にも無之とは御申誤と被申越候へ者、済申事に候」と宝仙寺から説法の典拠を示してもらえればこちらが謝るし典拠がなければ宝仙寺が謝れば済むことである、と説明した。その後も数度、書翰が送られ同様に戻された。

二十四日には本願寺が門田宅を訪れ、このことは公儀へ申し上げているのではなく宝仙寺との間のことであり宝仙寺から何か返答をもらえればよいという存念を述べ、「尤宗論御制禁の義は不存者も無之候、かのかたより申掛候」と宗論の禁制は皆承知しているが、宝仙寺に原因があるので幾度でも書翰を送ると話した。門田は、以前宝仙寺へも伝えたとおり「法義の事は此方よりとかく挨拶難申候」と仏法に関する事は藩の立ち入る範疇ではないという原則を示した上で、「又先日妙勝寺へ被参候衆中、又此度申合間も無断の騒、上への憚も無之段、言語同断の仕形」と先月に引き続き騒ぎをおこしたことを咎めた。

二十五日には宝仙寺が門田宅を訪ね、書翰が繰り返し来ると伝えた。また宝仙寺は「此上は御公儀へ申上、御評議次第」としてほしいので、それまでは書翰は寺社方で預かってほしいと述べた。宝仙寺は返答す

ればかえって「後はいか様に六ヶ敷可成と難斗候」として、両者の相対による解決ではなく藩の裁許を願う姿勢をみせた。

門田は事件の推移を小仕置へも報告した。その後、利光院・国清寺が仲裁を申し出たので、寺社方では両寺と国清寺・圓務院の他宗の四ヶ寺に仲裁を依頼した。門田は宝仙寺へ書翰は以後すべて四ヶ寺に渡すように命じた。その結果、使僧の往復があったとあり、浄土宗ではなかなか納得しなかったが結局一応の和談が成立した。

藩は七月二十一日の晩に町会所へ関係者を呼び出し、日蓮宗・浄土宗・仲裁の大師たちの三度に分けて寺社奉行から申し渡しをした。浄土宗へは最前妙勝寺での一件があったので穏便にするべきなのに騒動を起こしたことを咎められ、以降も騒動がましき事をすれば処分を下すと申し渡した。日蓮宗では宝仙寺のほかに蓮昌寺（妙勝寺組頭）と本行寺（宝仙寺と同門流）と妙勝寺が同時に呼び出されて申し渡しを受けた。浄土宗を憤激させるような説法をしたことが問題とされた。他宗の教義にかかわる説法をしたこと自体がよくないとされたわけである。特に宝仙寺への申し渡しでは「宗論御制禁の儀存じ乍ら、以後宗論にも及ぶべき義を申し出し」たのが上を憚らない行為とされた。さらに「江戸御法にも懸かり候趣にて自分として返答成し難しとて拙者（門田）へ申し断り打ち任せ置かれ候」と自分では解決できないので公儀の裁許を願いながらその後も人を集めて説法を継続したのが問題とされた。また「此節説法相止、穏便に可被心得候」とされ、さらに騒動がましいことが起これば「御国政の義に候間」処分が下るであろうと誠められた。

結局、この二件の事件は、江戸の將軍宣下の目出度い折であるので単に申し聞かせるといふ穏便なかたちでの解決となり、二件とも両者ともに容赦されることとなり処罰はなかった。

この宝永五年の事件は日蓮宗寺院での説法に対して、内容に憤激した浄土宗の側から日蓮宗寺院へ集団で乗り込んだり書翰を繰り返して送ったりするという内容であった。前者の客僧の法談がきっかけとなって浄土宗徒が集団で日蓮

宗寺院の法談の座に押しかけるといふ展開は一步間違えれば大変な事件となっていた可能性がある。翌日にも多くの町から信徒をかり集めて寺に詰めさせるというのも大事であり、日蓮宗側からも同様の対応をすればさらに大きな騒ぎとなってしまうであろう。それを回避できたのは、藩が強い態度で抑制したのと日蓮宗側が冷静に判断したからではなからうか。日蓮宗では宗義にかかわることには強硬な姿勢もあるが、今回は自重したのである。

この頃の藩内日蓮宗では説法で他と衝突することも多かつたようである。この文書には寺社奉行所の把握したという事例として、日蓮宗の説法で「他宗門ハ牛馬の如杯と専そしり、同寺（蓮昌寺）頭取と相聞、他宗門に不相障」ということもあつたと記述されている。また同様に妙龍寺は説法で「仮令人を殺候共、題目さへ相唱候得者、其罪を遁候などと申触候段、邪宗門同事の申方」ともある。これが事実であるかどうかは別として、日蓮宗では説法の際に他宗と問題を起す可能性は常にあり、ここで挙げたのはそれが実際に現れた事例といえよう。そして日蓮宗の僧も幕府法・藩法で宗論は厳禁となつてゐることを承知しつつも、時折はこのような騒動へ発展してしまふような説法をしていたのである。

なお、書翰のやりとりという形での論議には、公開された場所での当座の問答としての宗論とは異なり、宗論といえるのかどうか曖昧な部分があつたようである。

③ そして他宗とだけでなく門流の間でも説法が問題となることがあつた。やはり社寺旧記に「妙林寺弟子義山於本行院説法之節他流折伏仕ニ付仰付ノ品之事」がある。享保十九年三月二十四日に京都妙満寺の末寺である本行寺・宝仙寺から寺社奉行である廣澤崑之介へ口上書が出された。それによると妙林寺の弟子の義山という僧が三番町の本行院で十九日から説法をしていたが、通りかかつた本行寺が偶然聞いたところ「拙寺共の開山日什門流を殊の外折伏致し劇悪口難仕」あるいは「立義之儀に付き本寺妙満寺の開山日什を折伏して悪口難」という内容であつたといふ。そして本行寺は「拙寺共立義難立様に申立説法仕候に付、是を承候ては難黙止、即座に本行院え付届仕、罷帰

候」とその場で抗議してから帰ったとしている。但し法論は法度であるので「法論の義は御法度の筋に御座候へは、内証にて相シ御改可申上心」と内々に本行院へ申し出て解決したいという考えであったと述べている。しかし説法の聴衆の中にいた両寺の檀那たちが「門流を罵候儀を立腹仕り、騒動」したので内密にはできなくなり、寺社奉行所へ「口上書を以て御改申上候、右之段宜様に御裁許奉願上候」と寺社奉行所へ願ひ出る次第となったとしている。

奉行廣澤からの問い合わせに対して本行院からは同日のうちに返答があった。本行院は問題となった説法の時には「御代官中え宗門請判」に出ていたので不在であったという。本行院は「兼て御法度の儀に御座候はば、平生共堅く申談置候処、ふと引言に申し談じ候哉、巧候之埒には無御座候」と弟子にも禁制の法論に類することにはならないように平生から厳しく教えていたので、問題があったならばその場での偶発的な間違いであろうと答えた。そして「外へ障り候義申談、御国法違背仕候段、於拙僧迷惑至極奉存候」と他門から抗議されるような談義自体が藩法に違背するものであり迷惑でもあると答え、義山はすでに指扣えさせていると報告した。

翌二十五日朝に妙林寺と本行院を呼寄せ様子を聞いたところ、妙林寺は「兼て御国法の義に御座候へば平生共外へ障り候義ハ堅く仕間敷由申聞置候、右義山義先頃手前にて七八日説法仕候得共、外へ障り申儀は不申候処」と述べた。また「此僧元來関東所化之僧にて近來弟子ニ仕候故、御当地御風義乍承与風心得違引意など申談候哉と奉存候」と義山が元々関東の僧（飯高の所化）であり最近本行院の弟子となった者なので「御国風」をよく知らずふと心得違いをしかしたのであり、宗論めいたことを考えたのではないであろうと述べている。藩の文書にはこのような表現が時折出てくるが、不受不施の問題もあり、日蓮宗の盛んな土地柄でもあるので他の土地とは異なる様相もあったのであろう。

さらに二十五日には妙林寺から廣澤宛の口上書が出された。妙林寺は一件について、義山が「日什門流を折伏仕り候様成る所を申し談じ候由」と表現している。これまでも門流内では「御国法之義、具ニ申付、折伏等堅く不仕様ニ

申含め」てきたが義山は元來所化僧で未熟であるので失言したのであり、「巧み候埒にては無御座候」と弁解している。ただし日什門流への折伏と受け取られる内容があったという点は否定はしていない。たとえそうであっても未熟故の失言であり、折伏や法論は藩法を遵守して禁じてきたと述べている。相手方へは、義山はふと「中間鋪儀を」口に出したので「御耳に障り候法談仕候由、只今承候、間捨に」してくれと頼んだが檀中が騒ぎ始めてしまったと述べ、両寺と義山は指し控えていると述べた。

二十五日には本行寺と宝仙寺からも廣澤宛の口上書が出された。義山が「当寺門流を折伏」して「御国法違背候埒ニ付、右両寺指扣申由、此上ハ拙僧共檀中えも申聞納得仕せ可申候、勿論拙僧共宗論可仕覚悟にては無御座候」と妙林寺と本行院が藩法違背として差し控えとなっているので本行寺と宝仙寺の旦那たちも納得させられると述べ、自分たちも宗論をしようという意志はないとしている。旦那の人々の信仰心が厚く、門流間での対抗意識もあったことが騒動の要因となっていたようである。

そして二十六日には廣澤から小仕置の稲葉矢柄へ上申が出された「他方江相障り候儀申候段、不届奉存候、此以後外へのにも御座候間、急度御メリ」と義山が他から抗議されるような説法をしたのは不届きであり、以後の誠めのためにも処罰をすべきであるという内容であった。さらに「然共此度之義、妙林寺本行院共住持は兼てより他を打可申覚悟も見へ不申候、右両寺共指扣罷有候間、江戸より 御下知御座候上指扣させ追て御免可被哉」と両寺の住職は以前から不穩当ではなくすでに謹慎しているの、江戸の藩主からの裁決によって一旦差し控えをさせた上で赦免するべきかと述べている。そして義山については「義山義は向後御当地にて説法仕申間鋪旨、其節可被 仰付哉、左候はば、とても妙林寺ニハ指置申間敷様奉存候」と今後藩内では説法をさせるわけにはいかないし、妙林寺にはおいておけないという認識であった。

廣澤は本行院を呼び寄せた。本行院は「説法に他を破仕候事は御国法にても候へば加様の義ハ申させ間敷事に候」

「宗論ケ間鋪申合いは不仕」と述べた。折伏など問題になる内容ではなかったとしていた。ところが、本行寺や宝仙寺の旦那たちは「右折伏之義承、其分ニハ難仕置由申可及騒動」していた。同夜には本行寺宝仙寺が廣澤邸へ赴いた。「右之趣申改候二付、私(廣澤)申聞候ハ、各宗論ニ成不申段ハ承届候間、本行院にて之説法ハ、先明日より止させ可申候、旦那其理不尽に本行院妙林寺之門え參騒動仕候様成義無之様ニ」と廣澤は両寺に対し、問題があれば本行院は改めると言っており宗論にはならないので、檀那たちが本行院妙林寺の門前で騒動するようなことはならないようにと説論した。自門流が非難された場合は檀那たちが相手方へ押しかけることが自然に予想される状況であったわけである。寺院双方間でも使僧をやりとりしていた。結局廣澤は町会所へ本行寺と宝仙寺を呼んで申し聞かせた。妙林寺・本行院も指控えているし義山も外へは出ないようにしているので、両寺も檀中も納得してほしいというものであった。五月一日付けで妙林寺と本行院は遠慮の赦免を受けた。向後は慎むようにとの説論があった。妙林寺弟子の義山については「当地に差し置き申すまじき由」と豊後守から指示があり、廣澤は両寺を呼び寄せてその旨申し渡しを行った。この件でも他の教義にかかわるような言動は藩法に背くものとして処罰の対象であった。

④ このように説法がもとで問題をおこすことが警戒されていたせいか、説法の申請と許可の手続きも厳重であった。「社寺留帳」に「妙福寺にて無断客僧に説法仕させ追込の事」という記事がある。六月二十日に社目付の堀江勘九郎から社奉行の廣澤菴之介へ「夜中に御座候得共御尋申上候、御六ヶ敷御儀に御座候」至急の問い合わせがあった。「此間妙福寺にて客僧説法御座候由、風聞御座候」と城下の妙福寺での説法について、事前の許可を願ひ出ているかどうかをよく覚えていないので確認したい、との内容であった。結局堀江は翌朝に妙福寺へ書状を出して確認をした。翌二十一日に妙福寺から堀口宛に返答があった。問題の僧は泰心院日迫という名で生国は豊前小倉、現在は京都松ヶ崎檀林の所化で元来は妙福寺の弟子で先頃から妙福寺へ戻り七月迄の逗留を願ひ出て許可されていた。説法については、妙福寺の住職は七月中旬迄百日間の説法を志し、それについて事前に許可を得ていた。ところが「此儀

用事御座候に付、少の内代僧に相努させ申候、弟子の儀に御座候故、別に説法の願者不仕候」「何日迄説法と申義も無御座候、手前毎日の説法代僧に弟子泰心院に相勤させ申儀」と本人が所用の際に弟子を代理に立てたのであり特別に許可を申請することは不要であると考えていたと述べている。ところが無断の説法は重大な違反であり吟味を受けることとなった。まず説法は指し留められた。そして、無届けで説法をしたのは「客僧の事に候得共、たとひ弟子に候とも、断可被出処、不念に候」と不法であるとして、「此已後外寺御メリにも御座候間、指扣」と六月二十三日に廣澤が妙福寺を呼び寄せて差扣を仰せ付けることとなった。さらに同日に廣澤から各日蓮寺院へ「同宗門の儀に候得者御聞置候様にと存為心得申入置候」と改めて回状が出された。そこには「客僧者御国風不案内にて若は法談の節他宗他流説破の儀も可有之やとの儀にて、毎度御目付に被指出候事に候、たとひ弟子にて候共客僧に候はば其心得可有之候処、右の趣にて差扣 仰付候」というもので、弟子でも無届けは違反であるとしている。また他国の僧は「お国風不案内」で法談の際に「他宗他流を説破の儀」の可能性があるので、説法をさせる場合は毎度寺社目付に確認して許可をとり、その僧にもよく心得させるように、としている。宗論の起こるのを警戒している様子がみとれる。不受不施など岡山藩特有の事情もあるからであろう。

これらの事例から藩の姿勢についてみれば、寺院間の宗教的な論争の内部に立ち入ることは、藩は極力避けている。宗論という幕府法の禁制は守らせるし騒動には対処しているが、争いの原因となった説法の内容についてはほとんど記述がなく関与しない方針が明らかである。他国の僧とは異なり藩内の僧には、藩内には難しい事情があるという心得があるはず、との記述も時折あり藩は日常的に説法に起因する事件を警戒していた様子である。説法に事前の許可を厳しく求めているのもその理由からであろう。日蓮宗の説法がともすれば他者との問題をひきおこすことになりがちであったのも背景にあるのであろう。近世日蓮宗では教義をストレートに出すことは法制との関係で困難であったという通説に合う諸事件であるといえよう。

（二）宗号に関する論争

「日蓮宗」という称呼が正式に決定されたのは明治五年に新居日薩らを中心とした当時の宗門当局によってであるとされている。本稿では寛政年間に備前岡山藩で、藩と宗門寺院の間で起こった宗号をめぐる一連のやりとりを岡山藩の記録「寺社旧記」の「日蓮法花宗号一件」^②と『本能寺文書 西国末寺編』^③六二号～六四号の文書などから再度検討する。この経過を通じて、当時の宗号観念の一端がうかがわれる。単なる呼称の問題にとどまらず、宗門の自己認識にまで及ぶ問題であった。

まず、論争の経過を要約する。寛政八年八月に津島・和氣・磐梨の各郡の宗門寺院が宗門改の書上を藩に提出したところ、今年まで「法ヶ宗」と記していた寺院は「明年より日蓮宗と相改め」さらに今後藩へ提出する公式文書には「法華宗」と記してはいけなさと命じられた。寺院たちは即座には返答せず、その後各本山へは連絡をせずに門流を超えて領内の同宗門寺院で談合して対応を協議した。九月十八日に蓮昌寺・正福寺が「御國中一宗門」の代表として町会所へ赴き、「難渋の次第」を申し上げ、法華宗の宗号が前來通り通用するように「御歎き申し上げ候事、平和に致したく存じ」と内々の相談として願ひ出た。

ところが、藩役所の態度はきわめて強硬で「日蓮宗一号に相決」で両寺は恐れ入って帰り、領内寺院たちはそのまま各本山へ報告せず慎んでいた。後に京の各本山にも風聞が達し、本山からの叱責と指示を受けた領内寺院は全員の連署をした嘆願書を十一月二十三日付けで正式に藩に提出した。『本能寺文書』六四号の嘆願書案には、本山からの指示があったので、御国恩は大切に思うし騒ぎは起こしたくないが仕方なく嘆願書を出した、とある。本能寺から末寺への書状には、宗号は「宗義の大事」であって決して譲ることのできない重要な問題であり、藩と交渉してなんとかして通達を撤回させたい、という姿勢があった。この点はほかの本山も共通であったと思われる。特に末寺が反対

を貫かなかったことと経緯を本山へ報告しなかったことを問題視しており、末寺を厳しく叱り、藩と交渉をするように督励している。本能寺から末寺への書状は寛政八年十月十九日付けで二通あり、一通は今後のとるべき対応と嘆願の文案について述べている。もう一通は「宗号得意書」として宗号について、末寺中に「宗儀不案内」のものもいるかと推測するのでもう一度周知させるという内容である。実際に、藩への嘆願書の内容はこの「得意書」の記載とほぼ同様の内容であり、末寺たちはおそらく諸本山からの書状に沿った内容で嘆願書を作成して十一月二十三日に藩に提出したのであろう。

書状では「宗号の儀は、末寺共如何心得罷り在り候哉、実は一宗の大事、宗旨の家銘軽からざる事に候」と、宗号は一宗の大事であるとの認識を示し、重要な問題を末寺のみで対処したことに不満を示している。また「誠に宗号の儀は、宗門の元祖宗旨を開き、法を弘る本源の家銘、一宗門の門家相続の惣名ニ御座候」・「当宗号の正統は法花宗と相い用い、日蓮宗と申す儀、正意の宗号には用いず候」・「勅許の宗号は法花宗の一名に相い限り、寛永の御上意は一天下の法花宗と厳命を蒙り奉る」などと法花宗の宗号を正統として重視していることを再三にわたって述べている。さらに、同書状には「右法華宗号通用相止まり候時は、宗旨の家銘断絶の筋合ニも相成り」・「拙僧ども法脈伝来の本を断じ、宗旨相続の家銘を絶し、仏祖の照覧恐れ入」る事態となる、とまで述べて全宗門の僧俗の悲嘆も限らないものである、としている。また「進んでは勅語・御上意に違背し奉り、退ては宗意を失い、先哲之薰功を蔑如する事眼前也」とも述べられ、宗号の変更は「勅語・御上意」にも違背し、先哲の法功を無にするものであるから、なんとしても「日蓮宗」の呼称は撤回させるべきである、と末寺を鼓舞している。

注目されるのは天文法難のことを詳しく述べて捨身弘通を示している点である。法難の端緒が宗号論争であったという認識が示され、この法難を乗り越えて宗号ひいては宗門が護られてきたということを書いている。そして「然れば則ち事の次第に依らば、諸本山も天文の振り合いを以て捨身の決定の御訴訟に及ぶべきの程の事に候」とこの法難

の先規を以て諸本山も行動するであろうとしている。法難の記憶がこのような形で顕れてくることもあったのである。法華宗の名称は宗門の歴史でもあり、自宗の仏法そのものの正統性を体現するものとしても認識されていたために、その変更は単なる名義の問題ではなく、実体に関わる問題と認識され重視されていた様子がわかる。

そして、法花宗の宗号の由緒として実例を挙げて根拠としている。それらは、綸旨や御教書のほか、三度の宗号論争で法華宗の宗号を認められたこと、寛永四年の諸宗立儀書き上げの際に「日蓮法花宗」と記したこと、寛永年中に不受不施の裁許に際して將軍家から仰せ渡された条目に「一天下之法華宗」の文言があること、本末改めで「法花宗何寺」と書き上げてきたことなどである。なかには信憑性に疑問のあるものもあるが、おおむね事実であると考ええる。その内容を見ると、いずれも天皇あるいは將軍との関わりにおいて、法花宗という文言が使われていた、という事例が論拠となっている。この嘆願書の中で示された「法華宗」の宗名の根拠は、私に唱える自称（私称）ではなく朝廷・幕府という国の「公的機関」により自らの教団の存在が認定されてきたので藩命で名乗れなくなることはありえない、という論理構造になっている。宗号が自己のよりどころであり、宗意を体するものであると繰り返しながら、この場面ではその根拠を法華経の題目や三国伝来の教理によるのではなく、特定の権力者との関係、その認定によらざるをえないわけである。これは近世の秩序や制度のもとではやむをえないことではあるが、自らの教団の呼称を他者からの規定によって正当化するしかないという状態と考えることもできるであろう。不受不施の問題においては幕府は信仰や法理の面にまで踏み込んできて正邪の判定までしたわけであるが、当時の社会状況下では教団の呼称という問題でさえも、教団の自称が認められず外部権力からの認定に根拠を求めるしかなかったという見方も可能ではなからうか。実際にこの件も、幕府寺社奉行所から藩への正式には日蓮宗を用いているという返答によって決着している。この構造は近世の宗教と国家の関係という視点からも重要な課題であろう。

以上のように二通の書状では、宗号について厳格な姿勢を示し、末寺に重大な覚悟をもつようにと言っている。た

だし、実際の方策は結局は藩への愁訴・嘆願であった。本能寺の書状によると、当地の役人が一旦言い出したことに背いては末寺の面々が迷惑であろうとして「御国恩大切に存ぜられ、其の御地御役人中へ願書指し出」と指示をしたのである。諸本山方からの指示にもとづき、前述のような事例を根拠として藩に領内寺院たちは連署した嘆願書を提出した。領内寺院は藩と本山との間で板挟みになって苦しい立場に置かれた。

なお、本能寺書状では「諸寺愁訴之儀届きえず候えば、終に一宗門の騒動にも成るべき行義にて諸山一統、悲歎此事に候」と宗号の問題は重要なので、愁訴が退けられたうえは一宗全体の問題として対応するとの見通しが示され、「是れ又た吾宗の瑕候に候間、然る上は是非に及ばず十六本山会合の上、何分致すべき様有るべき事に候」と、具体的には京都十六本山の会合組織での評議によって幕府への上訴などの対策をとるであろうとしている。たしかに、このような問題は一領内の末寺のみで対処すべき問題ではなく、この場合も本山会合で協議がなされたとの記述がある。藩内寺院への指示はその協議にもとづいていたのであろう。

領内寺院連署の嘆願書を藩は取りあげず一旦は戻し、宗門改の宗号は前年通りとして、その間に幕府寺社奉行などへ問い合わせを行った。その様子を示す文書が「寺社留帳」の「日蓮法花宗号一件」にある。まず寛政九年六月九日に家老から寺社奉行への通達がある。

要約すると、まず、「日蓮宗寺院共」が宗号について彼是いつているが、「都て宗門法義の義は俗家の取扱に不及、本寺々々の作法相立」と宗門の事は俗方から干渉はできないので各本寺の制法に任せるといふ定法があり、藩では願出の可否について裁定しがたい。例年の宗門改では藩内の用語では日蓮宗の一号のみを用いている。下々の用いる呼称は別であるが、藩では日蓮宗のみで通している、などとある。このように、宗門のことは本来本寺の規定によるいいながら、なおかつ法華宗の宗号を認めようとはしていないことがわかる。

そして、嘆願をした宗門寺院について「寺院共、歎出願書の姿、諸僧連印の願書の訴訟申出」のことは「御上を憚

らず一統連印、徒党」に似て不埒であるという認識を示している。さらに前々より日蓮宗寺院から寺社奉行への願出の際には、自儘で不都合なことがあるともしている。藩が日蓮宗寺院に対して、決して良い印象を持っていないことを如実に示す内容といえよう。その上で、宗号の一件についてはよく吟味した上、幕府へも問い合わせて糺明するので寺院方からの願書は下げ置き、今年の宗門改は前年の宗号で行うように、と指示した。宗門改の時期が近づいてきたので一応の処置をしたものであろう。

そして七月二十六日付で連署を行った寺院住職への藩からの処分が下された。

蓮昌寺は「御国出生、殊二大寺の義、他宗門迄の手本にも可相成筈の処」頭取として一件を主導し「我意に騒ぎ御国法に相背き連印の訴訟願書認め」宗門内に悪影響を及ぼしたとして「重々不埒の趣」として退院を命じられた。正福寺と妙龍寺は、「蓮昌寺と馴合、種々相工み、御国法ヲも不憚、徒党同事の連印の願書等指出」をした上、願が通らなければ退院すると「世上に申触」など「法外至極不埒の趣」として退院を命じられた。本行寺と妙福寺は「頭取と申程」ではないが「指障り種々申合」、本山へも願に赴いて「御国法を茂不憚、徒党同事の連印願書相認」して心得違いなので「住職御取上」その上で藩内に居住しないよう命ぜられた。妙林寺・菅能寺・宝仙寺・妙應寺の四ヶ寺は蓮昌寺に同意して、在中の寺院には不同意の者もあったのに「種々相謀、嚴敷申聞」かせ連印をさせた、そして「毎度何角と本山威光重々申立」て、「我儘成義共申立、惣て御上ヲ不憚、其以後少も恐入候心底無之、理不尽に何角申立、京都本山より書状指越候義杯」は「不敬之至、不埒至極の事に候」として叱りと追込の罰を受けた。本山の指令によって藩に願出をしたために退院・追放などの処罰を受けることとなってしまうわけである。藩は連署などの行動が徒党に似た行為であるということと、領内寺院が本山の指示を重んじて藩に逆らう行動をしたことを問題視しているようである。藩は領内に本山という外部の力が及ぶこと自体を嫌っていた。その様子はここ以外にも随所に見られる。また、宗教的な理由と事情によって動く寺院達と領内の行政所置として取り扱う藩との間には、同じ問題

でも異なる関心と姿勢があり、その懸隔は大変大きかったといえよう。

その後、家老たちはまず七月二十八日に京都留守居小森浅右衛門に公迎への問い合わせをさせた。小森は幕府勘定奉行所公事方の与力で先例に精通している不破伊左衛門へ内々に尋ねたところ、不破は「公迎ハ何連にても表立候処ハ日蓮宗与奉存候」で宗門帳も日蓮宗であり法花宗とは唱えない、という返答があった。また不破は「畢竟ハ法花宗ハ略言にて御座候、口上にては左様に申候ても指構無御座候へ共、表立候節ハ日蓮宗」と正式な場合は日蓮宗で法花宗は略言とまで答えた。さらに不破は、江戸では「日蓮宗ノ外御被用ハ無之趣」であり、京都では「法花宗」と唱えたいと去秋以来段々願ひ出があつたが、御取り上げは無かつた、と返答している。〔『寺社奉行御留書』寛政四年四月十日条によれば同二年〕京都では法花宗という宗号に強い思いがあるようで江戸とは大きく異なるようである。天文法難や比叡山との関係なども影響しているであろうか。

さらに家老たちは十二月になって江戸の留守居松山平兵衛に対し、幕府寺社奉行所へ内々に伺いを立てるよう指令を行った。宗号は法華宗・日蓮宗の両様でも構わないのか、あるいはどちらか一方にすべきなのか、幕府の取り扱いを確認せよという内容である。その後、寺社奉行所からの返答が留守居に伝えられ、国元へも伝達された。それが附箋の内容である。この附箋と同一の文面が「寺社奉行御留書」⁴一六四号に「寛政九年十二月十三日松平上総介家来より問合」と題してある。この問い合わせには二月十三日に土井大炊頭方から返答したとあり、藩からの問い合わせが確認される。内容は次のようであった。

「〔附箋〕書面宗号、奉行所にては日蓮宗と認取扱候得共、寺院より差出候書面人別帳等は認来を可用筋に有之、両様相用候ても不苦候」

幕府の寺社奉行所の返答は、奉行所では日蓮宗とのみ認め取り扱っているが、寺院より上へ差し出す書面・人別帳では以前から前例があるならばどちらを用いても構わない、というものであった。これによれば、幕府寺社奉行所内

部での呼称は正式には日蓮宗のみということになる。上記のように幕府からも法華宗という呼称を正式に認められてきている、という宗門側の主張は通らないことになってしまふ。但しこれも前述の安永五年の書付を先例としているので、その以前の様子はわからない。

結局、藩はこの返答に依拠して裁定を行い、寺社奉行を通じて宗門寺院へ通達を行った。寛政九年の「寺社留帳」から引用すると「日蓮宗宗号の儀、此度公辺御問合有之候処、寺社御奉行所にては日蓮宗と一号の外御取扱は無之候へ共、下土方銘々の唱の義、是迄唱来りの通り相用ひ候ても不苦との義に有之候間、以来は前々の通致来り不苦との御事に候」と寛政十年三月二十三日付で決定を下した。藩内の正式な呼称としては日蓮宗のみを用い、法華宗を宗門の正式な呼称として藩内の文書で用いることを否定し、それを改めて藩内各寺院に通達したわけである。但し、寺院から上申する類の文書などでは以前から用いているならば法華宗をも認める、という内容である。二年近い歳月のうち事態はようやく決着したのである。この事件の発端となった宗門改の書判については、以前より法華宗ならば法華宗で構わないということですね。しかし、大変力を入れて主張していた法華宗の宗号が幕府や藩から認められなかったということになり、京都各本山をはじめとする宗門にとっては大変意に沿わない決着となってしまったといつてもよいのではなからうか。法華宗が朝廷や幕府から認められた公的な宗号であるという主張は通らなかつたわけである。上述のように寛政の宗号事件では宗門の主張は認められなかつたが、その後も時折宗号に関する問題が起こつていたことを伺わせる史料として寺社旧記「留帳」にある文化五年の「一寺より日蓮法花両様書宗門改指支離且之事」という文書がある。文化五年に日蓮宗妙勝寺（京都妙覚寺末）から旦那へ出した宗門請の文言に、日蓮宗と法花宗の両様があつたために藩の小作事方が受納できず問題となつた。まず、藩の小作事方に属する大工棟梁の十郎が宗門改の判を旦那寺妙勝寺から受けたところ、「日蓮宗」と記されていた。ところが、同寺の旦那大工宇八が初めて提出した宗門請書には「法花宗」と記されていた。小作事方の帳面の中で同じ寺から別の宗号で出された形となつたため、小

作事奉行成田鉄之進から宇八に対し寺へ赴いて修正してもらおうように指示があり、宇八が妙勝寺へ依頼したところ拒否されてしまった。そこで、小作事方から寺社方へ相談をして、寺社方から妙勝寺へ内談をした。宗旨の名称が異なる理由を妙勝寺が説明したところでは、次のようであった。「先住不図誤り候て日蓮宗と調候」と先の住職は誤って「日蓮宗」と記したのであり、十郎の分は「日蓮宗」であつてそれは今更変えるわけにはいかない。しかし、「此外は断候申」と宇八の分は「法花宗」であり変えられない、というものであった。これは先に示したような法花宗を正統とする考え方にもとづくのであろう。しかし、同じ小作事方の帳で同じ寺からで両様の宗号では困るというので、「一統はともあれ小作事手え者日蓮宗と調出様」と交渉がなされたが妙勝寺はついに譲らず、仕方なく間に立っていた蓮昌寺と正福寺の仲裁で宇八を離檀させて蓮昌寺の檀家とすることによってようやく落着した。藩に提出する宗門改の文面のために離檀するという、本末転倒の解決方法となった。

宗門改の手続きにおいては、先の裁決のように以前通りに日蓮宗と法花宗という二つの呼称がともに用いられていた様子が確認できる。また以前に「日蓮宗」と記した分は「今更致し方無し」と住職も新規に修正することはできなかったことも同様である。その後の藩内の宗門改の諸種の記載からもこういった様子は確認できる。

以上のように寛政年間に藩と領内宗門寺院との間に起こった宗号事件をみてきた。結局、幕府寺社奉行所からの返答により、宗門側から書き上げる文書には法花宗と用いてもかまわないう藩内の文書での公式名称は「日蓮宗」とするとされてしまった。幕府の方針が決まっている以上、本山会合から幕府へ訴えても無効であることは明らかであり、事件はこれで決着したと思われる。幕府の規定については安永五年以前の様子を中心に再考すべきであり、単に寺社奉行所内部での事務的な統一呼称であったのか、幕府が法華宗の呼称をどう考えていたのか、という問題についてはなお検討が必要であろう。当時の宗門内では「法華宗」の名称を、継承されてきた法理の正統性の象徴と、教団存在が公的に認定された証としての二つの意味から重要視していた様子が明確に看取される。そして、逆に「日蓮宗」の

名称には拒絶反応をもつ人々のあったこともわかる。この論争から七十余年の後に宗門当局者の手によって「日蓮宗」の呼称が選択されることを当時の先師が知ったとしたら、一体如何なる感慨を抱くであろうか、こういった考えも頭をよぎるのである。

(三) 離檀の一例

二節で宗門改の宗号のために離檀した事例を述べたが、ここでもう一例検討したい。「寺社旧記」に「伊東若狭守殿御家来仙石幸左衛門と備中矢田村法花寺与檀那替出入之事」という一件の記録がある。元文二年に備中下道郡矢田村の京都妙頭寺末法花寺の檀那仙石幸左衛門が離檀して別の寺院へ移ろうとした際の争論の記録である。法花寺は當時無住であり近辺に同門流の寺がなかったため、寺用は看坊僧恵門日堅が勤め、公私の代判は妙伝寺が務めていた。

以下に同文書を要約する。仙石幸左衛門は岡田藩伊東家一万石の藩士であった。当時法花寺は立地のせいか水害にあう事が多く「兼て水場故度々墓所え水入り、先年洪水の節、位牌等も相流れ申す儀も之有り、別して近年は毎度寺中へ水差し込み」毎度参詣もなし難いほどであった。そこで仙石家は寺替えを考え法花寺へ申し入れた。しかし看坊の恵門はそれを拒否した。自分は住職ではなく看坊なので自分の判断で寺替えを認められない、本山へ尋ねて指示があれば構わない、と返答したところ、仙石家では早速本山妙頭寺へ確認した。すると、四月二十九日付で簡単に「本寺聞届候て役者共より許状の指越候」と許可が出た。移転先は服部村本住寺であった。同じ妙頭寺末で許状には「他宗にても候はば許容成し難く候えども同流の義に候故、如何様とも勝手次第と申遣候」とある。妙頭寺からは本住寺や同且中へも連絡があった。

恵門の本心は後に五月十二日に岡山藩の寺社奉行廣沢に話したように「且那替り度と申儀は前々より申され候義に候へ共、幸左衛門老人替られ候へば、外にも替り申者出来すべく候、左候へば法花寺潰れ申候に付き、同心仕らず

候」というものであったので大いに驚いた。代判妙伝寺へも通知があったのに、なぜか恵門へは妙顕寺からの通知はなかったようである。後に妙顕寺から恵門と法花寺且中へも通知の書状が来て、本山役者大如院からは恵門へ説得があったが恵門は聞き入れなかった。恵門は様々に口実を設けて日延べを願い、その間に仙石家を説得をしようとしたが効果はなかった。ついに五月十三日に位牌を、十六日に石塔を引き取るという仙石家からの通達がきた。仙石は「京都より手前へ御許容申来候上は」と本山へ許可を願い勝手次第とされた上は、法花寺へ本山から連絡がなくともこちらには関係がないという。

そこで恵門は窮余の一策として妙傳寺とともに十一日に岡山藩へ訴え出た。単に寺替えを指し留めてほしいというのでは無駄だとわかっていたらしく、法花寺が岡山藩内であり本住寺が岡田藩内、本山妙顕寺が京都であることから藩の気にしそうな訴え方をした。すなわち「御国領の寺の日那ヲ本寺より支配仕候段も不埒に存候」あるいは「於御国法、他国の宗旨放手形、御請被成候哉」と領内の寺院へ領外の本山の力が及ぶことを認めるのか、といった訴え方をしたのである。

岡山藩の寺社奉行所に出した訴状では「御国に初て本山付の檀那替墓かへしと申儀、此新式と罵候半、然ハ国中の格式又ハ日本国の格式新法に相なる事不過之、然天下の宗門納て納らざると申者国主領主の宗門帳遠国他国より相納ル筋に参哉いかん」「檀家支配本山より仕義に国主えたいし奉り遠国の本山当国の宗旨帳面の差引、放手形差出シ申候事、何共役院の坊主共其意を得かたき事」「本山役者共申し来りと領内他領打ち乱れ、区々宗旨の望み立ち、寺職の下知を承らず、看坊の下知を承らず代判の実否正しからず、天下我意に任せ成就として引墓かへし檀那替え他国へ願の旨、是本よりと申し候や」などの表現で指し留めを求めている。本山の指示により離檀するのは新式であり悪い前例となつて秩序が乱れるという主張や、本山の関与は宗門帳を管轄する主体としての藩への越権行為であるという見解が述べられている。そしてもし願いが通らなければ抗議のため開寺・退院する、とも繰り返している。また本山

の対応にも不満を露わにしている。藩への訴状や廣澤への書状などで「本寺の仕方も押付け間敷義と存、恵門得心不仕」あるいは「加様の訳とくと本寺聞き届けも仕らずそこにて許容申越候」「仏法に闇き本山坊主共にて御座候」「本山の権柄付にて檀那墓かへし鬼にかなぼう」などと極めて強い表現で本山への不満を示している。恵門は十二日には本山へ飛脚を出した。また自らも藩の許可を得て上京して本山へ赴き変更を求めた。しかし本山の決定は覆らなかった。

また岡山藩への訴えもまったく効果はなかった。恵門は岡山藩の手前簡単には済まないなどと仙石家などへ繰り返していたが、「此元役人の手前済み申さずなどと恵門は申し候へども 左様にては之有る間敷く」廣沢らは全く気にしていなかった。そして「此方様御領内の檀那の支配仕り他国より放手形出候などと、本寺を申咎め候へともさして御構いに成り申すべき義共存じ申さず候、且つ又御当地にて檀那代り候品、度々承り候へ共、最初より坊主の了簡方次第にて退寺仕らず済み来り候趣に御座候処、看坊恵門一分立ち申さず候とて寺法の由にて退寺仕候はば其の分の義」と他国の本寺から放手形を出したことを咎める気もなく、恵門が抗議のため退院するのにかまわないと突き放したような言い方をしている。また寺替えは時折あることで住職次第であり、本寺の許可があればどの寺も檀那も何の問題もない、という表現が廣沢らによつて数度なされている。但し手続き上としては、妙顕寺では岡山藩の寺社奉行所への正式の届けはしていなかった。この点は表向きとなつては妙顕寺の不備であり、「当山役者共不念にて其元寺社御奉行へ御届け申さず候段、恵門登山にて今聞き驚き入り候」として改めて寺社奉行所へ届けた。そして役者月番は急度過失を申し付けられた。城下の二寺へは迷惑をかけた、という本山の認識が示されている。

結局藩の裁決は五月十六日に出た。本山の指示にまかせ寺替えを認めるといふものであった。妙顕寺からは「法花寺え率爾の書状遣し檀那寺替させ候に付き、法花寺え聖衣を付け置き候を本山より免じ申し候、是は恵門に一面目仕らせ度く妙福寺扱いの由」と法花寺へ聖衣を免許するということでおさまったようである。本山の裁許により寺替え

残る離檀訴訟は特別な問題があったりよくよくこじれたものであり、通常はそういった記録に残らない形で、よくあるような口実を表向き理由に設けて離檀が平穏かつ普通に行われていたと考えてもよいのではなからうか。他の具体的な例としては享保十五年の「藤野町角田屋助八郎宗旨替り之事」がある。この例では助八郎は菩提寺へかなりな悪口をいって離檀しようとして、旧菩提寺の拒絶にあり、仲裁に入った町名主らの手にも負えなくなつて寺社奉行所の扱いとなり押し込めの処罰を受けたが、廣澤の申し聞かせにより離檀自体は簡単に認められていた。ここでも相対が原則とされている。ただし公式な記録に残らないからといっても、離檀は多数あつたとは考えにくいし、特に理由もないのに認められるとは思えない。さらにこの例のように住職の反対が強ければ容易ではないであろう。また年代によって社会や法の背景が変化するため、これにより大きな差異があると考えている。しかし、本稿の事例はこれから辻の通説を再検討し修正してゆくうえでも重要なものである。

このように雑駁ではあるがいくつかの争論となつた事件を紹介した。年代的な偏りもあり、また経過をたどる程度の内容とはなつてしまつたが、これからもつと大きな観点からさらに検討を加えてゆきたい。藩の記録によつたので宗門的な視点とは異なる見方となつた部分もあるが、近世の社会秩序の中での当時の宗門の様子を考える材料とはなるであらうと思われる。

- (1) 本稿では原典のマイクロフィルムから引用したが『蓮昌寺史』（寺史編纂委員会編、二〇〇二年）にも翻刻がなされている。
- (2) 同右、藩文書の翻刻と概要の紹介がなされている。
- (3) 藤井学・波多野郁夫編『本能寺文書 西国末寺篇』思文閣出版 一九九三年
- (4) 布施弥平治校訂『日本法学』四〇巻二号 一九七四年